

令和元年度 第3回
岡山県広域特別支援連携協議会
岡山県発達障害者支援地域協議会

日 時：令和2年2月4日（火）
13:30～15:00
場 所：ピュアリティまきび 白鳥

1 開 会

2 協 議

（1）発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

（2）発達障害のある子どもの就学について

（3）小中学校における通級指導教室充実事業について

3 そ の 他

4 閉 会

目 次

○委員名簿	1
○岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱	2
○岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱	4
○岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援 地域協議会の公開に係る取扱い	5
○発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの 実施状況について	7
○発達障害のある子どもの就学について	17
○小中学校における通級指導教室充実事業について	18

令和元年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区分	氏名	所属	摘要
学識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医療	中島 豊爾	公益社団法人岡山県医師会監事	
関係機関	河本 茂美	おかやま発達障害者支援センター所長	
	徳田 雅子	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	渡辺 正	岡山県保健福祉部保健福祉課長	
	山野井 尚美	岡山県保健福祉部健康推進課長	
	桑原 宏	岡山県保健福祉部子ども未来課長	
	森 信二	岡山県保健福祉部子ども家庭課長	
	片山 圭子	岡山県保健福祉部障害福祉課長	
	徳山 雅之	岡山県保健所長会会長	
	山下 富貴子	美作市保健福祉部健康づくり推進課長	
労働	丸山 隆二	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	浜原 敬	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教育	川上 慎治	岡山県教育庁義務教育課長	
	藤岡 隆幸	岡山県教育庁高校教育課長	
	中村 誉	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	片岡 一公	岡山県総合教育センター特別支援教育部長	
	根石 憲司	岡山県総務部総務学事課長	
学校	延原 まどか	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長	
	佐藤 一法	岡山県特別支援学校長会	

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者
- 2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

- 2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他知事が適当と認める者

2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）の委員を兼務する。

3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県保健福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会の公開に係る取扱い

岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）及び岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員長が認めるとときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括又は会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員長が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

発達障害者支援施策　他県との比較について

1 総合的窓口設置状況

発達障害者支援法に基づき、早期発見・早期支援につながるよう専門的相談や情報提供等を行う「発達障害者支援センター」を設置できることとされている。

発達障害者支援センターの設置状況 別表参照（H30年度実績 国公表資料）

2 市町村窓口設置状況及び県の市町村支援状況

発達障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、市町村に相談窓口が設置されている。

中国5県の状況（令和元年度中国・四国九県民生主管部長会議資料及びR2.1聞き取り）

○鳥取県：一部市町村において、幼児期・学童期のみのワンストップ相談窓口設置。

市町村コーディネーターは過去に全市町村に配置（指定）したが、その後のケアを行っておらず、うまく機能していない。

○島根県：市町村での機運が盛り上がっておらず、県センターが市町村支援を行う。

来年度、全県管轄の発達障害者支援地域マネージャーを1名配置予定。

○岡山県：発達障害者支援コーディネーター配置に単県補助を行い、現在25市町村に配置。うち7市町村では部局横断型の窓口設置。

○広島県：23市町村中、13市町村で総合相談窓口設置。

市町村支援は、児童発達支援センターの機能強化として、訪問・外来療育、機関・事業所支援等を行っている。

○山口県：9か所の児童発達支援センター等を拠点に市町村支援。県内19市町中、1市（宇部市）でワンストップ相談支援体制を整備。

3 家族支援体制整備状況

発達障害のある子どもの保護者の子育てスキルを向上するため、専門機関によるペアレントトレーニング等の普及に取り組んでいる。

中国5県の状況（H30調査及びR2.1聞き取りによる）

①ペアレントトレーニング等の実施状況

鳥取県：4市町村

島根県：独自にやっているところはあるが把握していない

岡山県：13市町村

広島県：9市町村

山口県：3市町村

全　国：実施27、未実施または未把握20

②ペアトレインストラクターの養成

鳥取県のみ実施

全　国：実施10、未実施37

③ペアレントメンター養成人数（必ずしも登録人数ではない）
鳥取県：78人
島根県：41人
岡山県：49人（H24、29に実施）
広島県：40人
山口県：132人（～H24は自閉症協会が、H25～30は毎年養成）
全 国：養成実績あり34、実績なし13

4 医療関係の研修状況

発達障害のある子どもの早期発見及び早期支援等のため、地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修、及びその他の医療従事者を対象とした研修を行っている。

(R2.1聞き取り)

鳥取県：かかりつけ医研修と同等の研修を、国の補助を受けずに行っている。
島根県：かかりつけ医研修はH30から行っており、年1回実施。昨年度実績は60人

程度。うち医師48人

岡山県：H20以前から県医師会に委託して医師養成研修実施。H28に県精神科医療センターに委託し、かかりつけ医研修に切り替え。H28～30は年3回、R1は4回実施。医師実人数181人、延べ441人（R1.12現在）

その他、子どもの心の診療ネットワーク事業として、県精神科医療センターに委託し、医師等に対する研修会、講習会を実施。

広島県：H28から実施。R1は4回開催。医師実人数97人、延べ313人。

その他、陪席等を含めた症例検討研修、地域別研修会、コメディカル研修、陪席研修フォローアップ研修を実施。

山口県：未実施

全国の状況：(H30調査)

- ・かかりつけ医研修：H29以前から24、H30から4、未実施1.9
- ・かかりつけ医以外の医師養成研修：実施1.9、未実施2.8

5 初診待機解消事業の採択状況

(R1開始の国の補助メニュー。R2.1聞き取り)

島根県：来年度、センターに心理職を配置する事業を実施予定

広島県：2つとも実施。

岡山県、山口県、鳥取県：実施予定なし

6 トータルライフ支援の推進

中国5県の状況（H30調査による）

①乳幼児期支援

県名	(1) 乳幼児健診でのスクリーニング	(2) その他、早期発見の取組み
鳥取県	スクリーニング用の問診項目を定め、手引き（指針等）として市町村に提示	—
島根県	<ul style="list-style-type: none"> ・スクリーニング用の問診項目を定め、手引き（指針等）として市町村に提示 ・市町村で定めることができるよう、研修会や説明会を実施 ・「乳幼児健康診査マニュアル」冊子の発行（平成27年9月） 	各市町村による相談支援チームの設置、巡回相談の実施 等
岡山県	各市町村で取り組んでいる（状況を把握している）	保健所単位での研修会、発達支援相談は、随時、別途実施している。
広島県	スクリーニング用の問診項目を定め、手引き（指針等）として市町村に提示	—
山口県	各市町村で取り組んでいる（状況を把握している）	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児発達相談会（マニュアルあり） ・療育相談会の開催 ・乳幼児発達クリニックの開催

早期支援のための独自研修

県名	独自研修実施	保健師研修			その他を対象とした研修			
		H30実施	コース編成及び受講日数	開始年	H30実施	対象	コース編成及び受講日数	開始年
鳥取県	○	×	—	—	○	保育士及び幼稚園教諭	半日	平成22年度
島根県	○	○	1日	不明	○	教員、保育士・幼稚園教諭等	1日×2回	不明
岡山県	○	○	1日×2回	平成29年度	○	保育士	4グループ毎、総会1回	平成20年度
広島県	○	○	3日+1日	平成23年度	○	保育士等	1日	平成23年度
山口県	○	○	0.5~1日	平成10年度	○	保育士・幼稚園教諭等（保健師研修と同時）	—	—
全国	○41、×5、不明1	—	—	—	—	—	—	—

②学齢期支援

県名	①小中学校の通常学級支援	②高校での支援
鳥取県	・LD等専門員が小学校を巡回したり、依頼相談に応じたりすることで、発達障がいのある児童生徒への支援について、教職員等へ助言している。	・高等学校における特別な支援を必要とする生徒への指導支援ガイドブックを作成し、配布している。 ・高等学校における特別支援教育の充実を目指して～関係機関とのネットワークの活用～を作成し配布している。
島根県	教育部門については他県同様	教育部門については他県同様
岡山県	・専門指導員派遣事業で、要請のあった小～高校へ専門指導員派遣。 ・6中学校区に特別支援教育ブロックリーダーを配置し、小中学校の指導体制、授業・学校づくりの推進を行った。 ・11小中学校で、通常学級児童支援として、県外講師招聘による授業改革、特別支援教室を設置し個別の取り出し指導を実施した。	・左記専門指導員派遣事業 ・特別支援学校に配置した就労支援コーディネーターを高校へ派遣し、障害者就労を加味した新たな進路指導体制の構築を行った。 ・公立高校4校で、特別な支援を必要とする生徒の学びの充実を図った。
広島県	・通級指導担当教員を対象に通級指導教室の指導や運営に係る研修を実施し、各市町の通級による指導の充実を図った。 ・市町教育委員会の特別支援教育担当指導主事を対象に、通常の学級における特別支援教育の考え方を生かした授業づくりについて、研究授業及び研修会を実施した。	・県内全ての市町を推進地域に指定し、全ての公立学校における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成等を推進している。 ・高等学校の特別支援教育コーディネーター研修を年2回実施し、個別の指導計画の作成・活用や、特別支援教育の考え方を生かした授業づくりについての研修を実施している。 ・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対して、個別の指導計画を作成する際の手掛かりとなるチェックリストを作成した。
山口県	○県内7地域の特別支援学校に設置した特別支援教育センターに配置している地域コーディネーター等が、県内全ての小・中学校に1回以上訪問し、個別の教育支援計画の作成・活用支援や、校内支援体制の構築に向けた助言を行っている。 ○平成28、29年度に受託した国事事業である通級指導担当者等専門性向上事業により、通級指導担当者ガイドブックを作成し、今年度、県内全ての小中学校での活用への周知を図っている。	○県教委作成指導資料「高等学校における特別支援教育」の活用促進を図っている。 ○平成30年度から高等学校への「通級による指導」制度運用開始に向けて、平成29年度から受託した国事事業により、適切な指導・支援のためのガイドブック作成を予定している。

③成人期支援

県名	雇用・職場定着の促進の取組
鳥取県	発達障がい者の就労及び生活の支援の充実を図るため、各圏域の障害者就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を配置し、求職活動支援、職場定着支援等を行う。 ・就職が困難な者、離転職を繰り返す者(発達障がいが疑われる者を含む)の就職を支援するため、県立産業人材育成センターにおいて就職訓練を実施する。
島根県	・「発達障がい者就労支援のあり方」冊子を発行(H29年3月) ・就労につながっていない発達障がい者を対象に、自己理解を促進する場を提供し、自立へ向けた支援を行うプログラムを実施 ・就労移行支援事業所を対象に、発達障がい者への自己理解支援のスキルアップを図る研修を実施(座学2日、実践1か月、振り返り1日) ・就労移行支援事業所を対象に、先進的な取り組みをされている事業所の取り組みを学ぶ研修会を実施
岡山県	企業向けの雇用促進研修会の開催、発達障害者の職場研修の実施(3ヶ月、2課)、就労サポートブックの作成
広島県	・発達障害者の就労支援に関する情報提供の実施。 ・企業・団体内に就労支援リーダーを育成し「あいサポート運動」(様々な障害の特性や必要な配慮の仕方を理解し実践することで誰もが暮らしやすい共生社会の作る運動)の推進を行い、障害特性を理解したうえでの職務内容の設定や指導方法や関わり方の工夫など障害者の相談支援や職場定着の促進を行う。
山口県	発達障害者に特化した就労支援に関する事業はないが、障害者の態様に応じた多様な職業訓練を実施しており、OA訓練や企業での現場実習などのプログラムを設置している。 また、今年度より企業向けに「障害者雇用職場リーダー養成講座」を開催し、その中で職場内での精神障害者(発達障害を含む)等の障害者の特性や配慮方法について習得し、また特別支援学校と障害者雇用優良企業の見学会を実施することで、企業への理解促進を図ることとしている。

○平成30年度完遂障害者支援センター実績

実数(人)

部道府県 指定都市	名 称	1. 相談支援・介護支援										2. 相談支援・就労支援					3. 關係施設及び開拓施設に対する音及音発及び研修		
		純数					6才以下					6才以上					純数		
		0~3才	4~6才	7~12才	13~15才	16~18才	19~24才	25~30才	31~35才	36才以上	不明	0~3才	4~6才	7~12才	13~15才	16~18才	19~24才	25~30才	31~35才
1 北海道	完遂障害者支援センター「あおいたら」	153	6	26	22	26	52	6	10	75	1	57	16	1	195		21		174
	完遂障害者支援道東地域センター「きら星」	53	2	13	13	13	3	11	4	2	7	0	7	0	0	0	39		34
	完遂障害者支援道北地域センター「きたのまち」	137	0	0	9	7	10	68	20	25	23	0	14	7	2	59		7	52
2 青森県	青森県完遂障害者支援センター「ステップ」	677	55	190	160	45	35	117	49	26	149	4	107	24	14	93		29	64
	青森県完遂障害者支援センター「わかば」	543	65	165	160	71	16	32	3	16	311	10	135	3	163	33	33	16	23
	青森県完遂障害者支援センター「doors」	833	42	143	76	86	143	365	76	25	149	12	109	23	5	21		3	33
3 岩手県	岩手県完遂障がい者支援センター「ウイズ」	471	3	14	138	146	78	84	20	116	135	9	92	30	4	112		7	105
4 宮城県	宮城県完遂障害者支援センター「えくぼ」	507	14	19	75	56	50	53	53	86	111	2	66	13	10	44		16	26
5 秋田県	秋田県完遂障害者支援センター「ふきのとう秋田」	509	13	23	76	44	60	60	145	35	115	41	10	34	4	3	14	3	11
6 山形県	山形県完遂障がい者支援センター	579	16	62	164	49	27	120	29	117	51	2	35	9	7	39		15	24
7 福島県	福島県完遂障害者支援センター	447	49	16	79	31	22	35	43	92	15	0	9	0	6	117		49	68
8 群馬県	群馬県完遂障害者支援センター「あい」	993	18	14	55	25	49	266	72	494	67	2	37	10	13	54		15	30
	群馬県完遂障害者支援センター「COLORSつくば」	158	4	2	29	16	9	43	16	38	13	1	6	2	4	1		0	1
9 栃木県	栃木県完遂障害者支援センター「ふるやうゆう」	710	15	27	63	38	72	279	71	412	113	5	68	19	21	23		14	9
10 群馬県	群馬県完遂障害者支援センター	960	4	2	27	49	130	604	117	27	95	4	54	7	16	27		11	16
	埼玉県完遂障害者支援センター「まほろば」	926	5	0	15	10	19	42	45	241	80	2	62	22	3	30		20	10
11 埼玉県	埼玉県完遂障害者支援センター	662	39	126	179	112	87	56	24	59	16	6	5	3	1	178		139	19
12 千葉県	千葉県完遂障害者支援センター「CAS(キヤス)」	725	9	1	64	65	49	213	73	241	131	1	121	4	5	141		48	93
13 東京都	東京都完遂障害者支援センター「TOSCA(トスカ)」	2,496	57	56	170	136	151	1,028	401	495	255	2	163	56	60	80		5	75
14 神奈川県	神奈川県完遂障害者支援センター「かながわエース」	1,052	35	49	69	67	68	323	205	196	285	3	133	116	33	32		12	20
15 新潟県	新潟県完遂障害者支援センター「RISE(ライズ)」	340	9	23	64	17	24	92	35	63	1	0	1	0	0	20		5	9
16 茨城県	富山県完遂障害者支援センター「ほつぶ」	719	16	35	110	37	47	35	75	42	49	0	40	9	0	199		46	151
17 石川県	石川県完遂障害者支援センター	803	74	12	166	42	49	253	84	116	78	0	82	16	0	49		34	15
	完遂障害者支援センター「ハース」	883	128	66	83	54	332	64	22	43	183	4	136	35	3	77		10	67
18 福井県	福井県完遂障害者支援センター「スクラム福井」	575	6	42	45	56	55	234	69	74	307	1	207	39	20	62		12	50
19 山梨県	山梨県立こころの元連絡会議セントラル	1,261	67	230	46	205	107	136	54	29	96	23	64	8	1	39		18	41
20 長野県	長野県完遂障がい者支援センター	382	40	8	31	25	21	133	40	70	56	9	30	12	6	10		9	1
21 岐阜県	岐阜県完遂障がい者支援センター「のぞみ」	1,890	32	53	45	137	94	539	185	238	156	5	107	46	23	99		22	75
22 滋賀県	滋賀県完遂障害者支援センター「あいら」	830	20	30	114	64	80	370	97	165	81	3	56	19	3	55		36	10

○平成30年度危険障害者支援センター実績

要数(人)

要数(人)

都道府県 指定都市	名 称	数	1. 相談支援・保護支援				2. 相談支援・就労支援				3. 関係施設及び関係機関に対する旨及び参考				
			0~3才	4~6才	7~12才	13~17才	18~39才	40才以上	不印	1才未満以下	19~39才	40才以上	不明	セミナー・企画会議等に参加	
23 懿知県	あいち危険障害者支援センター	916	57	35	65	51	66	350	135	117	0	0	0	120	
24 三重県	三重県自閉症・児童障害者支援センター「あさかけ」	1,057	5	8	266	190	20	302	65	167	3	31	27	0	
25 懿賀県	滋賀県児童障害者支援センター	814	2	9	40	40	91	406	139	86	369	14	262	69	39
26 京都府	京都府児童障害者支援センター「はばたき」	676	2	8	41	44	63	309	149	148	3	110	25	10	
27 大阪府	大阪府児童障害者支援センター「アクトおおさか」	994	4	21	76	44	61	344	191	126	181	1	31	4	47
28 兵庫県	ひょうご危険障害者支援センター「クローバー」(尼崎ブランチ)	139	0	3	14	14	16	74	15	0	35	0	26	0	112
29 神奈川県	ひょうご危険障害者支援センター「クローバー」(横浜ブランチ)	159	1	1	23	9	28	35	14	0	11	0	6	5	55
30 和歌山県	和歌山県児童障害者支援センター「クローバー」(加西ブランチ)	338	8	30	60	35	44	127	29	0	53	0	40	13	106
31 岐阜県	ひょうご危険障害者支援センター「クローバー」(上野ブランチ)	36	0	1	4	13	13	31	6	0	13	1	10	2	25
32 鳥取県	ひょうご危険障害者支援センター「クローバー」(鶴来ブランチ)	57	0	0	4	2	10	62	9	0	20	0	10	2	122
33 山口県	奈良県児童障害者支援センター「でいいあー」	790	14	18	65	67	57	345	125	100	207	8	153	33	13
34 広島県	和歌山県児童障害者支援センター「ボラリス」	818	28	37	174	92	78	200	98	30	65	16	53	0	87
35 鳥取県	「エール」鳥取県児童障害者支援センター	174	6	5	27	24	22	46	19	13	45	3	24	8	391
36 徳島県	鳴根県西部児童障害者支援センター「ウイッシュ」	415	6	34	66	44	74	130	29	10	130	5	107	18	44
37 香川県	鳴根県西部児童障害者支援センター「ウインド」	350	11	22	63	69	63	84	39	0	91	9	67	0	311
38 愛媛県	おかやま危険障害者支援センター(本所)	117	3	4	9	9	15	57	14	7	20	0	16	4	145
39 高知県	おかやま危険障害者支援センター(県北支所)	102	2	3	16	15	11	42	13	0	42	1	37	4	0
40 福岡県	広島県児童障害者支援センター	317	6	12	48	20	23	157	47	10	65	0	57	8	67
41 山口県	山口県児童障害者支援センター「まつぶ」	401	7	63	71	25	44	106	24	62	80	3	61	17	6
42 徳島県	徳島県児童障害者支援センター	1,001	65	75	216	96	63	332	25	37	190	9	45	26	0
43 香川県	香川県児童障害者支援センター「アルブスかがわ」	243	8	15	65	35	21	68	24	0	83	3	66	14	96
44 愛媛県	愛媛県児童障害者支援センター「あい・ゆう」	609	24	39	219	82	38	114	47	36	48	2	46	5	30
45 高知県	高知県児童障害者支援センター	270	37	50	34	7	6	33	3	33	75	10	34	5	26
46 福岡県	福岡県児童障害者支援センター「ゆう・もあ」	207	4	63	45	46	51	7	33	107	1	84	20	2	51
47 福岡県	福岡県児童障害者支援センター「じゅ」	77	1	1	21	6	15	15	8	14	0	0	0	0	11
48 福岡県	福岡県児童障害者支援センター「あおぞら」	424	13	50	86	41	40	132	49	33	56	1	40	14	21
49 福岡県	福岡県児童障害者支援センター「あおぞら」	619	15	13	161	75	99	144	35	35	91	22	56	4	83

○平成30年度発達障害者支援センター実績

実数(人)

番号	都道府県 指定都市	名 称	総数	1. 相談支援・差遣支援				2. 推諭支援・就労支援				3. 朝体旅籠及び関係機関に対する普及啓発及び研究会						
				0~3才	4~6才	7~12才	13~17才	18~21才	22~24才	25~39才	40才以上	不明	総数	10才未満	10才以上	外部が主講師を担当		
41	佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「結」	253	22	27	64	14	45	19	49	13	1	0	4	32	21	11	
	佐賀県	佐賀県発達障害者支援センター「SKY」	10	0	0	0	0	0	1	0	112	8	84	11	9	2	1	1
42	長崎県	長崎県発達障害者支援センター「しおさい(潮影)」	226	16	29	67	34	52	14	2	0	1	1	0	21	5	16	16
	熊本県	熊本県発達障害者支援センター「わっふる」	419	12	50	143	52	38	76	29	12	171	6	125	33	2	270	35
43	鹿児島県	鹿児島県南部発達障害者支援センター「わるつ」	227	3	16	73	25	23	43	12	25	65	6	50	4	5	341	45
	大分県	大分県発達障害者支援センター「ECO-H(イコール)」	526	42	10	16	35	6	122	32	14	162	7	92	26	37	115	70
	宮崎県	宮崎県中央発達障害者支援センター	614	3	5	224	163	141	96	10	2	167	5	142	20	0	77	16
45	宮崎県	宮崎県那珂川市発達障害者支援センター	246	0	27	116	45	43	10	0	0	68	0	37	11	0	10	9
	宮崎県	宮崎県延岡発達障害者支援センター	220	2	16	100	48	23	16	6	53	1	45	6	1	7	5	2
46	鹿児島県	鹿児島県那珂川市発達障害者支援センター	534	16	12	76	33	85	190	48	87	4	1	3	0	0	14	12
	沖縄県	沖縄県発達障害者支援センター「がじゅま～る」	459	17	4	88	32	31	160	59	23	27	0	20	5	2	316	56
48	札幌市	札幌市自閉症・発達障害者がい支援センター「おががる」	949	20	30	55	67	72	342	95	236	67	1	50	6	0	279	50
	仙台市	仙台市北綿流連障害支援センター「南部アーチル」	2,058	418	517	533	164	103	256	64	40	49	1	38	10	0	93	65
49	仙台市	仙台市南部発達障害支援センター「北部アーチル」	2,214	453	403	57	95	192	327	69	N	66	7	47	12	0	34	23
	さいたま市	さいたま市発達障害支援センター「くらす」	862	35	45	118	54	63	439	174	22	211	19	155	35	2	22	7
51	千葉市	千葉市発達障害者支援センター	750	21	45	111	17	55	226	60	64	201	16	143	39	3	150	3
	横浜市	横浜市学齢後期発達支援室「くらす」	266	0	0	0	12	12	11	0	0	0	0	0	0	0	19	22
52	横浜市	横浜市発達障害者支援センター	353	0	0	0	0	0	261	82	0	147	9	104	36	0	38	9
	川崎市	川崎市発達相談支援センター	566	0	0	0	63	84	289	48	0	20	6	17	3	0	39	12
53	相模原市	相模原市発達障害支援センター	1,374	2	4	563	244	168	340	128	30	617	2	436	129	0	110	6
	新潟市	新潟市発達障害者支援センター「JOIN(ジョイン)」	1,169	5	5	245	105	93	405	115	144	196	7	142	27	10	85	30
55	静岡市	静岡市発達障害者支援センター「きらり」	1,440	34	226	456	152	70	155	45	16	93	6	67	19	1	171	10
	浜松市	浜松市発達障害支援センター「ルビロ」	1,395	111	271	344	192	53	242	91	14	29	9	104	8	4	133	15
58	名古屋市	名古屋市発達障害者支援センター「りんくす名古屋」	1,316	53	74	196	103	86	427	994	36	230	6	771	72	1	82	36
	京都市	京都市発達障害者支援センター「かがやき」	1,277	6	270	127	27	39	398	154	367	481	14	336	61	48	57	36
60	大阪市	大阪市発達障害者支援センター「エルムおおさか」	661	21	6	77	55	53	304	158	0	179	6	120	53	0	216	13
	堺市	堺市発達障害者支援センター「アブリコット♪」	1,328	19	36	142	71	71	651	238	108	612	2	469	136	3	26	16
62	神戸市	神戸市保健福祉局発達障害者支援センター	1,021	13	23	39	90	102	421	177	145	209	8	140	43	3	78	11

○平成30年度発達障害者支援センター実績

都道府県 指定新市	名 称	施設数	1. 相談支援・発達支援						2. 相談支援・就労支援						3. 關係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修								
			0~3才	4~6才	7~12才	13~15才	16~18才	19~21才	22~40才以上	不明	総数	0~3才	4~6才	7~12才	13~15才	16~18才	19~21才	22~40才以上	不明	総数	主催者	協力者	受講者
63 岡山市	岡山市発達障害支援センター	756	112	75	102	36	59	252	32	76	72	2	57	13	0	118	14	104	14	104	14	104	
64 広島市	広島市発達障害者支援センター	807	12	25	66	46	51	165	136	155	15	41	12	3	0	43	12	31	12	31	12	31	
65 北九州市	北九州市発達障害者支援センター「つばさ」	892	10	29	148	97	84	312	188	124	29	27	0	24	5	0	46	16	30	16	30	16	30
66 福岡市	福岡市発達障がい者支援センター「ゆうゆうセンター」	1,408	54	71	335	144	108	448	460	388	60	2	34	23	1	247	22	225	22	225	22	225	
67 熊本市	熊本市発達障がい者支援センター「みなわ」	711	5	15	59	52	73	257	71	150	89	16	61	15	6	46	3	33	3	33	3	33	
合計		6,446	446	636	1,268	756	1,334	4,343	3,717	3,493	1,023	1,043	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345	1,345

特別な支援を必要とする幼児への支援状況調査集計（令和元年度）

R2.1.9

- 1 調査時点 令和元年 9月 1日
- 2 対象 保育所、認定こども園（公立の幼保連携型以外）に在籍する 5歳児
- 3 回答数 318 所（園）（公立 145、私立 173）
- 4 集計

項目	人 数	割 合	備 考
5歳児在籍数	7,199 人		
発達障害に関する医学的診断のある幼児数	692 人	9.6%	ASD577 人、LD5 人、AD/HD184 人、その他 96 人（重複有）
診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	574 人	8.0%	
発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数	348 人	4.8%	視覚 17 人、聴覚 7 人、肢体 5 人、知的 114 人、病気療養 12 人、精神疾患（情緒障害）99 人、言語 58 人、その他 83 人（重複有）
特別な支援が必要な幼児数計	1,547 人	21.5%	

個別の指導計画（個別支援シート）の作成

特別な支援が必要な幼児数	個別の指導計画を作成している幼児数	うち発達障害に関する医学的診断のある幼児数	うち診断はないが発達障害に関する特別な支援が必要な幼児数	うち発達障害以外の特別な支援が必要な幼児数
1,547 人	848 人	596 人	197 人	55 人

小学校への情報引継（発達障害に関する特別な支援が必要な幼児）

1 引継の実施 (単位：所（園）)

	行 う	行 わ な い
診断有り	239	0
診断無し	243	2

2 引継の方法 (単位：所（園）)

	口頭	書面	口頭と書面	その他
診断有り	20	15	223	11
診断無し	102	8	129	8

3 引継に使用する書面の書式 (単位：所（園）)

県教委作成	市町村教委作成	所（園）作成	その他
44	200	18	12

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 989万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H19年比で1.2倍

0.7%

(約7万2千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H19年比で2.1倍

2.4%

(約23万6千人)

4.2%

(約41万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 宇音障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H19年比で2.4倍

1.1%

(約10万9千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒 6.5%程度の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者 約2,000人(うち通級 約250人))

「文部科学省による行政説明資料」(平成30年度特別支援教育担当者会議)より

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)岡山県版

(平成29年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 154,232人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.7%

(1,136人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

4.1%

(6,381人)

6.2%

(9,539人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 宇音障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

1.3%

(2,022人)

小中学校における通級指導教室充実事業 実施要項

1 趣 旨

特別支援学級が複数設置されている学校の自校内で通級による指導を長時間受けることができる指導体制の充実や、中学校における通級による指導を担当する教員の育成について実践研究するための通級指導担当者（以下、「通級担当者」という。）を配置することで、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒が、可能な限り、通常の学級に転籍して適切な指導支援を受けられるよう、多様な学びの場の体制整備のモデル化を図る。

2 指定対象

県教育委員会は、次の市教育委員会に対して研究指定を行う。

○玉野市教育委員会（研究実施校：玉野市立荘内小学校）

○新見市教育委員会（研究実施校：新見市立思誠小学校、第一中学校）

3 指定期間

指定を行った日から、翌年度3月1日までとする。

4 研究の内容

(1) 通級による指導の研究

研究実施校は、通級による指導に関する、次のいずれかの研究実践を行う。

- ・発達障害等により特別な支援を必要とする児童生徒に対し、自校内において通級による指導を十分に行うことができる体制整備
- ・小学校の通級担当者等の専門性の高い教員が中学校を兼務してOJTを行うことによる、中学校における通級指導教室の新規立ち上げ支援

(2) 通常の学級における指導の充実

指定対象市教育委員会は、研究実施校を中心とした域内の小中学校において通常の学級における授業改善やケース会議等の取組の充実を図る。

○特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり等に関する授業改善

○通級指導教室や特別支援教室での学習の成果が、通常の学級の授業において一般化できるための指導充実（担任との打合せ、TTでの指導等）

(3) 個別の教育支援計画等の作成と活用

研究実施校は、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の適切な実態把握を行い、適切な指導・支援のために関係機関等と連携を図ることで個別の教育支援計画等を作成し、校内研修やケース会議等で活用して、校内での共通理解や引継ぎによる指導・支援の継続を図る。

(4) 取組内容の普及・啓発

本事業の成果を広く普及・啓発するために、県が開催する成果報告会において、研究の成果を報告する。

5 新しい通級指導教室の在り方研究協議会の開催

県教育委員会は、通級による指導の在り方及び適切な就学指導について研究を推進するため、次の者により構成される研究協議会を年間3回程度開催する。

- ・通級担当者及び本務校校長
- ・市教育委員会担当者
- ・大学教員等
- ・特別支援教育課及び県総合教育センター担当指導主事

6 事業計画書の提出

配置校（兼務している場合は本務校）の校長は、指導計画（様式2又は様式3）を作成し、別に定める日までに市町村教育委員会に提出する。

市町村教育委員会は、事業計画書（様式1）を作成し、指導計画（様式2又は様式3）を添えて、別に定める日までに県特別支援教育課に提出する。

7 事業報告書の提出

配置校（兼務している場合は本務校）の校長は、以下の内容を含む事業報告書（様式自由）を作成し、別に定める日までに市町村教育委員会に提出する。

○通級による指導の概要（保護者等への説明のために配付したもの等を含む）

○通級担当者の育成の概要

○個別の教育支援計画等の活用例

（※通級担当者の服務記録の抄録を添付するとともに、実践事例や教員研修のために作成・配付した資料等についても可能な範囲で添付すること）

市町村教育委員会は、事業計画書に基づいた評価を事業報告書に追記し、別に定める日までに県特別支援教育課に提出する。

8 その他

その他、本事業に必要な事項については別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

小中学校における通級指導教室充実事業

○本県の自閉症・情緒障害特別支援学級在籍率は全国と比べて非常に高い

【H29】 小学校 3.19% (全国平均1.29%) → 全国で最も高い

中学校 1.81% (全国平均0.98%) → 全国で3番目に高い

○通常の学級の担任が集団の中で支援する意識が低い

○中学校の通級指導教室が少なく、通級による指導が望ましい生徒が特別支援学級への入級を選択するケースがある

特別支援学級の在籍率が高い市町村教委(2教委程度)を対象とし、2年間の研究指定により、新しい形の通級による指導のモデルを実践研究

<小中学校における多様な学びの場>



【課題】

中学生は他校への通級に抵抗がある

通級による指導ができる中学校の教員が少ない

【課題】

特別支援学級を退級すると手厚い支援を受けられなくなるという危惧から、転籍をためらうケースがある

通級による指導体制の充実により、特別支援学級からの転籍を促すモデル

大規模自校型

特別支援学級が複数設置されている学校において、自校通級に特化した通級指導教室を設置

小中連携型

小学校の通級担当が中学校を兼務し、中学校での通級指導教室の新規立ち上げをOJTで支援

事業の全体像

【現行】

特別支援教室

取り出し指導と授業づくりのモデル研究

通級指導教室による通常学級児童生徒への指導充実

中学校 特別支援学級 指導パッケージ

自立活動の指導力向上

特別支援教育 ブロック

小学校教員が中学校区内で兼務し、教員の専門性を向上

【平成31・32年度】

特別支援教育加配等の活用による取組の拡充

○授業づくりのための校内研修への外部講師の派遣

○新しい通級指導教室の在り方研究協議会の開催
(年3回程度)

○市町村の教育支援委員会への県指導主事によるスーパーバイズ

○研究成果発表会の実施

○「通級指導教室運営ガイド」の作成

○通級指導担当者の特別支援教育総合研究所への内地留学

○小中学校における特別支援教育の次世代リーダーの配置

【平成33年度~】

通常の学級における充実した指導支援の実現

【指標】
事業対象市町村における小中学校自・情特別支援学級在籍率の減少
H30→33年度: 在籍率1%減

次世代を担う人材の育成

小中学校における通級指導の新しいモデル

課題

特別支援学級から通常学級に
転籍することに対する
本人・保護者・教員の不安

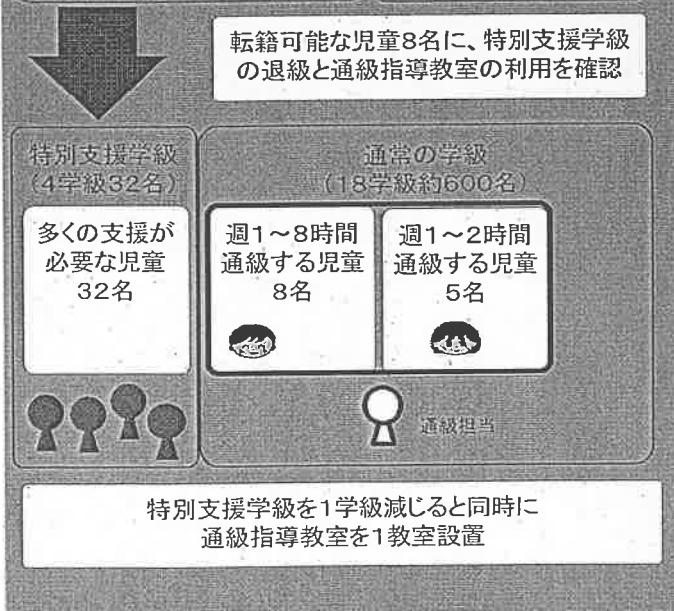
中学校で通級による指導が
できる教員の育成が進まない
→27市町村中、3市しか
設置されていない

新しいモデル例

大規模自校型

特別支援学級が複数設置されている学校において、自校通級に特化した通級指導教室を設置

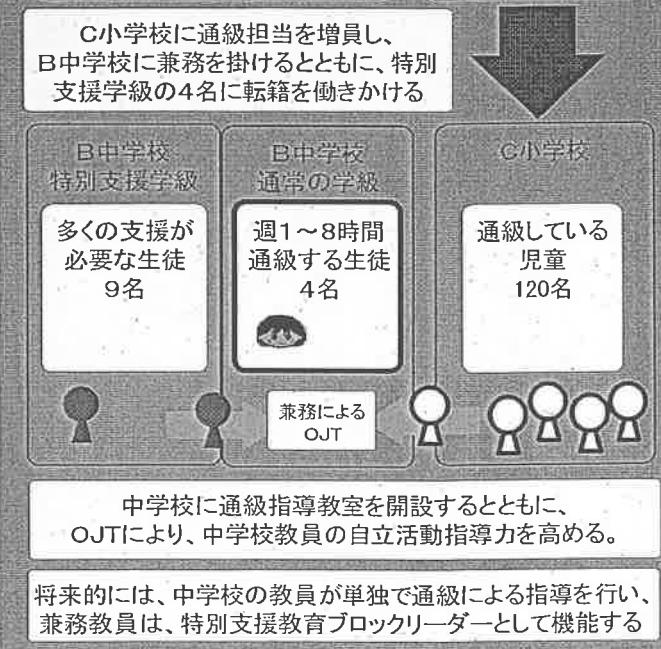
A 小学校の例



小中連携型

小学校の通級担当が中学校を兼務し、中学校での通級指導教室の新規立ち上げをOJTで支援

B 中学校区の例



小中学校児童生徒のニーズに応じた多様な学びの場の充実

